

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：33801

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13076

研究課題名(和文)障害のある教員の教職生活における経験と合理的配慮の実態に関する研究

研究課題名(英文) Research on the experiences of schoolteachers with disability and the practices of reasonable accommodation

研究代表者

羽田野 真帆 (HATANO, Maho)

常葉大学・健康プロデュース学部・講師

研究者番号：90635038

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、障害のある教員の教職生活における経験と合理的配慮の実態を明らかにするために、16名の障害教員を対象にインタビュー調査を実施した。その結果、(1)「障害教員」といってもその内実は非常に多様であり、教職生活において「障害があること」がもつ意味も教員によって異なること、(2)障害のない教員を前提とした学校設備や教員役割が、障害教員にとっては働く上でのバリアになっていること、(3)障害教員は自身の工夫や職場の合理的配慮によって、さまざまなバリアに対処しながら職務を遂行していることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：We conducted interviews with 16 schoolteachers with disability with the aim of uncovering their experiences in their teaching careers and the practices of reasonable accommodation. Our findings show that: (1) "Schoolteachers with disability" in fact consists of diverse individuals and the implications of their disability on their teaching careers vary greatly. (2) School facilities and teaching roles designed for non-disabled teachers tend to be experienced as barriers for teachers with disability. (3) Teachers with disability make use of reasonable accommodation and work out personal strategies in order to cope with those barriers and carry out their jobs.

研究分野：教育社会学、障害学

キーワード：障害のある教員 マイノリティ教員 教師研究 教師のライフストーリー 合理的配慮 障害学 チームエスノグラフィ アクティブインタビュー

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した2015年当時、障害のある教員（障害教員）を対象とした学術的研究は非常に限られていた。しかし実践レベルでは、障害教員の採用が推進されており、加えて、障害者の権利に関わる法整備が急速に進められている状況であった。

日本国内の法整備を後押ししたのは、2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」である。同条約では障害教員の雇用についても言及されており、同法第24条第4項では、「(インクルーシブ教育に関わる)権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、研修を行うための適当な措置をとる」ことを締約国に求めている。

障害者権利条約の批准に向けて日本国内でも法整備に向けた検討がなされ、教育に関わる分野では2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会）が出された。この中でも、特別支援教育を充実させるための措置の一つという名目ではあるが、障害のある教職員の積極的な採用・配置を目指すということが明示されている。

またこの動きに先立って、1990年代半ばより、教員採用にかかわる政策的議論において「身体に障害のある者への配慮」が取り上げられていた。教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」（1999年）において、「(5) 障害者の受験に対する配慮」という項目が設けられ、「多様な人材を確保する観点から、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である」という指摘がなされており、その後、教員採用試験における障害者を対象とした特別選考が各地で実施されてきた。

さらに2013年には「障害者差別解消法」が制定され、研究開始の翌年である2016年には同法ならびに「改正障害者雇用促進法」の施行を控えていた。本研究を開始した当時は、障害教員の採用がさらに進むことが予想される状況であったということである。その中で、教育現場の環境をどのように整えていくのかという点（合理的配慮のあり方）を考えることは喫緊の課題となっており、障害教員を対象とした学術的な研究の必要性が高まっていたと言える。

2. 研究の目的

本研究の目的は「障害教員の教職生活における経験」と「障害教員に対する合理的配慮の実態」を明らかにすることであった。「1. 研究開始当初の背景」の冒頭で述べたように、本研究の開始当初は障害教員を対象とした学術的な研究は非常に限られている状況であった。そこで本研究では、障害教員に関わる基礎的なデータの収集を研究課題として

設定し、障害教員は教職生活の中でどのような経験をしているのか、学校内で合理的配慮を受けているのか、受けているとすればどのようなものかということを明らかにすることにした。

3. 研究の方法

研究方法はインタビュー調査である。スノーボールサンプリングでアプローチできた16名の障害教員（2012年に実施したパイロット調査を含む）に対して、学校での職務状況、教員になるまでの経緯、合理的配慮の有無などを伺った。加えて、マイノリティ教員の当事者組織である全国聴覚障害教職員協議会やセクシュアルマイノリティ教職員ネットワークのシンポジウムに参加するなど、インタビュー対象者が身をおく環境を理解するためのフィールドワークもおこなった。

本研究の方法論的特徴として、異なる専門分野の研究者がチームを組んで調査を行った、という点があげられる。研究代表者の羽田野は、教育社会学を専門とし主に聴覚障害児教育をテーマに研究をしてきた。それに対して研究分担者の照山は、日本研究という文脈で日本国内での発達障害について文化人類学の立場から研究してきた研究者である。さらに研究協力者の松波は、人権教育と障害学を専門として障害者運動の現場に近いところで活動をしてきたというバックグラウンドを有する。いずれも「障害」に関わるとはいえ、異なるフィールドで研究や実践をしてきた3人がチームを組んで調査をすることで、インタビュー調査における対話に奥行きが出ただけでなく、多様な観点からの分析が可能となった。

チームエスノグラフィをおこなったことにより、調査からひきだされた論点も多様なものとなった。次節では3点に絞って、インタビュー調査から明らかになったことを説明する。なお、本研究では調査結果から得られた知見以外にも、研究活動を遂行する中で副次的に得られた成果も多くあったため、その点についても次節で述べることとする。

4. 研究成果

(1) インタビュー調査から明らかになったこと

①「障害教員」の内実の多様性

本研究によってまず明らかになったのは「障害教員」と一口に言っても、その内実は非常に多様だということである。障害種別による差だけではなく、例えばその教員が勤める学校が特別支援学校なのか、通常の学校なのかによっても職務上の経験は異なる。それ以外にも、学校段階や担当科目、その教員の経験年数、働いている地域など、教員としての経験を差異化する要因は多い。

教員として働く上での「障害があること」に対する意味づけもそれぞれに異なる。「障害があること」を活かすために教員になったと

語った教員もいれば、「自分はいくまでも教員である」として、障害があることを教員であることと関連づけずに語る教員もいた。そもそも、社会的には「障害」と呼ばれる自身の特性を、「自分では障害とは捉えていない」という教員もいる。

障害教員について考える上で、この多様性を踏まえておくことは非常に重要である。統計上は「障害のある教員」としてまとめられる存在であっても、「障害があること」はその教員の一側面でしかない。その教員の「障害」のみがクローズアップされたり、特定の「障害教員像」が押しつけられたりするようなことがあれば、そのこと自体がその教員にとって不利益となりうる。障害教員の雇用が推進される現状であるからこそ、本研究の成果に基づいて、内実の多様性を主張することの意義は大きいと言える。また、障害教員が働く上で何らかの配慮や支援を必要とする場合があるが、具体的な配慮方法について検討する上でも、この多様性に対する認識は必要不可欠である。「〇〇障害がある教員ならばこのような支援が必要だ」というような調整のプロセスを単純化する議論を退けることができるからであり、「合理的配慮」の実現において重要な「建設的対話」の必要性を裏付ける根拠にもなるだろう。

②障害教員が直面する困難さ

インタビューの中では、障害教員が働く上で経験してきた「困難」について語られることも多かった。彼らの困難さは、学校設備や教員の職務が「障害のない教員」を前提としていることに起因している。このように「障害」があることを考慮しない社会環境によって、障害のある人びとが被る不利益のことを、障害学では「ディスアビリティ」という。障害教員の困難さをめぐる語りは、学校空間や教員という仕事に存在するディスアビリティを照射していると言える。障害教員の困難さをめぐる語りにおいて特徴的だったのは、ディスアビリティをめぐるものと、「障害」の有無に関わらず教職に内在している「困難さ」との二重性が見て取れることである。そして、この二重の困難さが掛け合わされることで、例えば異動のようにどの教員にとっても苦勞の多い局面において、その苦勞が何倍にも大きなものになるという状況が明らかになった。また、職務上の困難さを経験している教員自身にとっては、上述の二重性を切り分けることが難しいということも示唆された。そしてこのことは、「新任の時期は障害があってもなくても大変」という語りに現れているように、ディスアビリティとして自身が直面している不利益を矮小化し、支援の要求を控えさせることにもつながりうる。障害教員が教職生活の中で直面する「困難さ」を乗り越えながら、教壇に立ち続けるためには、ディスアビリティを軽減させるため

の支援は不可欠である。障害教員の採用や研修を担当する教育委員会、そして同じ学校で働く管理職や同僚が、彼らの困難さの二重性について認識しておくことは重要であろう。

③障害教員と合理的配慮

2016年4月に施行された改正障害者雇用促進法では、障害者が働く上でのディスアビリティ（社会的障壁）を取り除くために、合理的配慮を提供することを雇用者側に義務づけている。本研究を開始した2015年は同法を翌年に控えていたタイミングであったが、教育現場では「障害者差別解消法」についての研修が中心であり、障害教員にとっての合理的配慮をめぐる議論は十分になされていなかった。

しかし、合理的配慮という概念が日本で普及する前から、障害教員たちはさまざまな工夫をしながら教壇に立ち続けてきたし、その中には合理的配慮としての先行事例と言えるものも含まれていた。例えば視覚障害のある教員は、教科書会社にテキストデータの提供を要望し、点字プリンタで教材の点字化をおこなっていた。また聴覚障害のある教員は、職員会議での情報保障を要望したり、職員室での電話のやりとりを同僚教員に代わってもらったりしていた。

このような制度化以前から個々の教員がおこなってきた工夫や、学校の中で交渉を重ねながら築き上げていたしくみこそ、障害教員に対する合理的配慮の先行事例となる。それらの事例を積み重ねながら、学校という職場環境や教員という職業の特性を踏まえた合理的配慮の議論を深めていくことが重要である。

(2) 研究活動をすすめる中で副次的に得られた成果

①「障害種別」を超えた議論の場の創成

本研究の3年目となる2017年6月に、研究成果の発信を目的として、東京大学バリアフリー教育開発研究センターとの共催で、「障害×学校教員～教職を多様性にひらく～」と題して公開シンポジウムを開催した。これまでも障害ごとの当事者組織はいくつかあり、それぞれに議論は重ねられているが、障害種別を超えた議論の場を設定できたことは、本研究の重要な成果となった。

②障害のある教員についての社会的関心の喚起

本研究の成果をまとめたものとして、2018年3月に『障害のある先生たち——「障害」と「教員」の交錯する場所で』を出版したが、その費用を得るために、2017年5-6月にクラウドファンディングに挑戦した。SNS等を通じてクラウドファンディングプロジェクトへの協力を呼びかけたことで、ふだん障害に関わる人が少ない人びとにも障害教員の存在や本研究の取組みについて知ってもら

う機会となった。さらに、クラウドファンディングを通じて、web サイトや新聞の取材を受けることにもつながった。これらは、想定外の展開ではあったが、障害教員についての社会的関心の喚起につながったという意味で、本研究の重要な成果の1つである。

③学術出版におけるアクセシビリティを高める試み

書籍の出版に際しては、出版社の協力のもと、希望者に対するテキストデータの提供に加え、日本で初めてとなる手話翻訳版の作成にも挑戦した。これは、出版における情報保障によって、より広く社会に研究成果を還元する試みである。手話翻訳版作成の過程においては試行錯誤の連続となったが、この経験こそが本研究で得られた成果の1つである。

(3) 今後の展望

3年間の研究を通じて、研究開始当初に設定した「障害教員についての基礎的なデータの収集」という研究課題は達成することができた。本調査を通じて析出された論点を提示することで、障害学や教育社会学において新たな研究視覚を提示することにもつながったと考えている。

今後の課題は、先行する教員研究や合理的配慮の議論に対して、本研究がもたらす学術的な意義を明らかにしていくことである。本研究では多様な論点が析出されたことが重要な成果であったが、今後はひとつひとつの論点を深めていく作業をすすめていきたい。また、手話翻訳版の作成について広く発信していくことも重要な課題である。今回の作業を通じて得られた経験に基づいて、学術出版におけるアクセシビリティについても議論を深めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計4件)

- ① 羽田野真帆・松波めぐみ・照山絢子、「教員らしさ」への期待に対する抵抗と回避——「障害」のある教員による「困難さ」をめぐる語りの検討、日本教育社会学会第68回大会、2016
- ② 羽田野真帆・照山絢子・松波めぐみ、「障害」のある教師についての社会学的研究——13名の教師との対話から、第89回日本社会学会大会、2016
- ③ 松波めぐみ・照山絢子・羽田野真帆、「教員という仕事と「合理的配慮」——障害のある教員の語りから」、障害学会第13回大会、2016
- ④ 松波めぐみ・照山絢子・羽田野真帆「障害のある教員の語りから浮かび上がる「合理的配慮」をめぐる課題、障害学会第12回大会、2015

〔図書〕(計1件)

- ① 羽田野真帆・照山絢子・松波めぐみ編著、生活書院、障害のある先生たち——「障害」と「教員」が交錯する場所で、2018、264

〔その他〕

- ① 障害ある16人、教壇での活躍を本に 研究チームが準備（朝日新聞デジタル、2017年10月24日）
<https://digital.asahi.com/articles/ASKBS2HC6KBSPTIL001.html>
- ② 「障害のある先生たち」についての本を出版したい（クラウドファンディングプロジェクトページ）
<https://readyfor.jp/projects/shogai-kyoin>
- ③ 先生だからって完璧じゃなくてもいい。「障害がある先生」をテーマにした研究本がリリース予定！（webサイト「soar」）
<http://soar-world.com/2017/06/15/teacher/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

羽田野 真帆 (HATANO, Maho)

常葉大学・健康プロデュース学部・講師

研究者番号：90635038

(2)研究分担者

照山 絢子 (TERUYAMA, Junko)

筑波大学・図書館情報メディア系・助教

研究者番号：10745590

(3)研究協力者

松波 めぐみ (MATSUNAMI, Megumi)